

○ 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 債権管理規則

〔平成24年4月1日〕
神リハ規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）の債権の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 債権の管理については、法令その他諸規程及び規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において「債権」とは、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団財務規程（昭和55年神リハ規程第4号。以下「財務規程」という。）第33条第1項第4号に規定するものをいい、その範囲は社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団財務規程施行規則（昭和55年神リハ規則第2号。以下「財務規則」という。）第88条第1項に規定するものとする。

2 この規則において「債権の管理に関する事務」とは、事業団の業務によって生じる債権についての請求、督促、保全等の業務に関する事務をいう。

(債権管理事務)

第4条 債権管理に関する事務は、出納役（財務規程第9条に規定する出納役をいう。以下同じ。）及び分任出納役（財務規程第9条に規定する分任出納役をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(債権の管理)

第5条 分任出納役は、第3条第1項に規定する債権を管理する帳簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）を備え、債権の発生から消滅までの間、管理しなければならない。

(請求)

第6条 分任出納役は、契約及び別に定めがある場合を除き、債権の発生後、速やかに債務の履行を請求しなければならない。

(督促)

第7条 分任出納役は、前条の規定により履行の請求をした債権のうち、支払期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されないもの（以下「滞納債権」という。）があるときは、督促を行わなければならない。

2 前条の請求及び前項の督促の方法は、書面又は口頭によるものとし、その手続等については、要領に定める。

(債権回収業務の委託)

第8条 分任出納役は、必要があると認めるときは、滞納債権について、その回収業務のうち全部又は一部を委託することができる。

(債権の保全手続)

第9条 分任出納役は、債務者の債務の履行が困難と認められるときは、事業団が債権者として、配当の要求その他債権の申出をするとともに、必要に応じて、当該債務者について速やかに関係機関へ必要な措置を講じなければならない。

(債権の消滅)

第10条 分任出納役は、債権に係る金銭を領収したときは、その債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(支払期限の延長又は分割)

第11条 分任出納役は、次のいずれかに該当するときは、債務者の申請により、債務の支払期限の延長又は分割による支払いを認めることができる。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、支払期限を延長し又は分割して支払わせることが請求上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、支払期限を延長し又は分割して支払わせることがやむを得ないと認められるとき。

(減免)

第12条 理事長は、債務者が次に掲げる者で、債務者の債務の履行が困難と認められるときは、債務者の申請により債務を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 災害等不時の事故により生活が困難な状態にある者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、理事長が特に免除の必要があると認める者

2 理事長は、債務者が次に掲げる者で、債務者の債務の履行が困難と認められるときは、債務者の申請により債務を減額することができる。

- (1) 前年において所得税を賦課されていない者（債務者が被扶養者のときは、被扶養者の生計を維持する被保険者をいう。）。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）、児童扶養手当法（昭和36年法律238号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の適用に関して診療を受ける者。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、理事長が特に減額の必要があると認める者。

(督促の停止)

第13条 分任出納役は、支払期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない債権について、次のいずれかに該当し、債務を履行させることが著しく困難又は不相当と認めるときは、出納役の承認を得て、督促を停止することができる。

- (1) 債務者の所在が不明であるとき、又は債務者が死亡した場合において相続人があることが明らかでなく債権の督促ができないとき。
- (2) 法人である債務者がその事業を中止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (3) 債権の額が少額で取り立てに要する費用に充たないと認められるとき。

(債権放棄)

第14条 出納役は、次に掲げる事項により、債務を履行させることが著しく困難又は不相当と認めるときは、理事長の承認を得て、債権放棄の手続きを行うことができる。

- (1) 債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。
- (2) 債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (3) 債務者が死亡し、当該債権について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び事業団以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- (4) 強制執行その他債権の取立に要する費用が、当該債権の金額より高額であると認められるとき。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他の法令により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (6) その他債権の取立が著しく困難であると認められるとき。

(償却処理)

第15条 出納役は、前条の規定により債権放棄の手続きを行ったときは、債権残高の償却処理を行わなければならない。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則（平成24年3月12日神リハ規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。